

## 狭あい道路等整備促進事業

狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成や、建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、地方公共団体等に対して、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備に係る用地費、舗装費等について交付金を交付します。

以下の「ソフト事業」と「ハード事業」を行うことができます。

### ○道路情報の整備○

土地所有者等による建替えを円滑化するため、地方公共団体が行う狭あい道路の情報整備等を支援



### ○狭あい道路の拡幅整備○

狭あい道路の拡幅整備に係る用地費、舗装費等に対して支援

